

警報発表時における対応について

1 暴風雨警報・暴風雪警報が発表された場合保育を中止します。

- ・午前6時00分になる前に解除になった場合は、平常通り保育をおこないます。
- ・午前6時00分を過ぎても解除されない場合は、その日一日を臨時休園とします。
- ※連絡はしませんので、各ご家庭で警報発令に注意し、ご判断くださるようお願いいたします。
- ・登園後 警報が発表された場合 園からメールしますが、各ご家庭で警報に注意され、できるだけ早くお迎えをお願いいたします。通園バスは運行いたしません。

◆暴風雨注意報 大雨警報 洪水警報 の場合

- ・原則として保育を行います。状況によって臨時休園とする時にはメールでお知らせします。

2 特別警報がエリアに発表された場合

- (1) 登園前
自宅待機として、園から連絡があるまでの間、臨時休園とします。
- (2) 登園中(バス運行中)
乗っている子は、そのまま園に連れて行きますので、園までお迎えに来てください。まだこれから乗る子は、そのまま自宅待機してください。
- (3) 登園後
直ちに保育を中止し、園及び避難場所等に待機して園児の安全を確保します。
園まで安全に迎えに来られると保護者が判断された場合は速やかに迎えに来てください。安全な迎えが難しい場合は保護者の迎えがくるまで園または避難場所等で待機します。
- (4) 降園中(バス運行中)
原則お宅の乗降場所まで送ります。まだ園にいる子は、安全状況を確認してお迎えに来てください。
- (5) 特別警報が解除された後も、園は災害の状況及び気象・交通機関・通園路の状況等に係る情報収集に努めます。登園については、小中学校に準じてお知らせしますので、連絡をお待ちください。

特別警報とは

気象庁は、大雨、暴風、地震、津波、高潮警報の発表基準をはるかに超える豪雨や大津波等が予想され、重大な災害の危険性が著しく高まっている場合、新たに「特別警報」を発表し、最大限の警戒を呼び掛けます。特別警報が発表されたら、直ちに命を守る行動をとってください。

※詳しくは気象庁のホームページをご覧ください。

3 津波警報または大津波警報が発表された場合

- (1) 登園前
自宅待機として、園から連絡があるまでの間、臨時休園とします。
- (2) 登降園中
警報が発表されたことを知った時点で、帰宅または高台に避難してください。
※バス乗車中は、「特別警報が発表された場合」と同じです。

- (3) 登園後
園及び避難場所等で待機します。警報が解除され、保護者が安全に園まで迎えに来られると判断された場合、速やかに迎えに来てください。安全な迎えが難しい場合は保護者の迎えがあるまで、園でお預かりします。

4 大雨・洪水警報または大雪警報が発表された場合

原則、通常通り保育を実施します。

- (1) 登園前
登園が危険と保護者が判断された場合は、登園を見合わせ、安全の確認後、登園させてください。この場合、園へ連絡してください。
- (2) 登園後
気象状況や園の周辺状況等から判断し、保育を中止して降園させる場合があります。この場合、園から連絡します。

5 愛知県内にJアラートによるミサイル発射情報が発信された場合

- (1) 登園前、家にいる場合
 - ・登園を止め、身を守る行動をとってください。
 - ・情報収集に努め、政府からの指示があればそれに従ってください。
 - ・安全が確認されたら、登園してください。
- (2) 登降園中
 - ・近隣の建物など屋内に避難します。
 - ・建物がない場合、物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭部を守ります。
- (3) 登園後
 - ・直ちに保育を中止し、屋内で身を守る行動をとらせます。
 - ・安全が確認されたら、保育を再開します。

【Jアラートが発信されたとき】

Jアラートが発信されるのは、ミサイルが発射されたときだけではなく、

以下のような情報も発信されます。それぞれの情報に応じた対応をお願いします。

- ・弾道ミサイル情報 ・航空攻撃情報 ・ゲリラ/特殊部隊攻撃情報 ・大規模テロ情報
- ・緊急地震速報 ・大津波警報 ・噴火情報 など

この用紙は、見えるところに貼っておいてください。